兵庫地方最低賃金審議会
第２回兵庫県
電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

令和８年９月１日（火） 13 時 59 分～16 時 02 分	
兵庫労働局　第３共用会議室	
公益委員	庭本委員、山口委員
労働者委員	片山委員、細川委員、堀井委員
使用者委員	伊藤委員、榮永委員、松本委員
事務局	丸山労働基準部長、安積賃金室長、下風賃金指導官 神藤労働基準監督官、村田労働基準監督官
（１）兵庫県電子部品等製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について （２）その他	
議　事　内　容	

○下風賃金指導官

ただ今から、第２回兵庫県電子部品等製造業最低賃金専門部会を開会します。

本日は、清田委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第６条第６項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。

本日の審議は議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申出はありませんでしたので御報告いたします。

では、この後の進行につきましては、山口部会長にお願いいたします。

○山口部会長

各委員の皆様、本日の審議につきましても、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入りたいと思います。

議題については、前回に引き続き、議題（１）「兵庫県電子部品等製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について」です。

前回、８月 24 日の専門部会では、労使それぞれから、今年の電子部品等製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の有無について、基本的な考えをお聞きしました。

前回のそれぞれの御意見としましては、労働者側は、改正の申出は労働協約ケースであり、最も低い協約額とこの特定最賃とは 183 円の差があり、労使交渉の手段を持

たない未組織労働者へ波及させる必要があること、2026 年の春闘は人手不足や物価上昇の継続で昨年とほぼ同水準の５％超の引上げとなっていること、労働条件引上げが人材確保の観点からも必要であること等から、改正の必要性はあるという御意見をいただきました。

一方、使用者側からは、2026 年の日本経済は緩やかな回復基調が続く一方で、物価動向等の下振れリスク等もあり景気の先行きは不透明感もある。兵庫県内の経済状況も総じてゆるやかな回復基調ではあるが、中小企業を中心にコスト上昇分の価格転嫁は難しい状況にある。最低賃金については、労働者の生活を支える観点から引上げの必要性が高まっていることは認めるが、人件費負担の増加が経営上の大きな課題となっている。特定最賃に関しては改正の必要性はないという見解をいただきました。

ということであり、意見の一致には至りませんでしたので、本日も引き続き審議を進めていきたいと思います。

前回同様、最初に労使それぞれの打ち合わせは必要でしょうか。

○労使委員

はい。お願いします。

○山口部会長

では、打ち合わせをお願いします。

（労使それぞれで打ち合わせ）

○山口部会長

それでは、審議を再開いたします。

では、前回の審議以降、使用者側、労働者側でそれぞれ今年の電子部品等製造業最低賃金に係る改正決定の必要性について検討していただいた結果をお聞きしたいと思います。

それではまず、使用者側委員からお願いしてよろしいですか。

○松本委員

はい。それでは、使用者側を代表しまして松本からコメントさせていただきます。

基本的には、前回の考え方から全く変わっておりません。地域別最低賃金も一定のアップをしておりますし、それに伴って特に中小の規模の事業者にとって、大きな影響が既に発生しているのではないかと思います。また、前回、労働局から御提供いただいたデータにおきましても、既に最低賃金ぎりぎりのところで処遇されている方々が一定以上いるということもありますので、前回同様という形にはなりますが、必要性についてはなし、ということで使用者側の見解とさせていただきます。

○山口部会長
　ありがとうございます。
　それでは、次に、労働者側委員からお願いいたします。

○堀井委員
　はい。労働者側としましては、冒頭に部会長から前回の労働者側の発言について整理をいただいたところですが、さらに今回加えまして、この特定最低賃金については、その電機産業を支える基幹的労働者を対象にしているということであり、こうした方々の労働条件を引き上げることは、人材の確保および定着につなげることがあって、電機産業そのものの魅力を高めるということにもつながる、というふうに考えています。さらに、電機産業では、電機産業の労働組合が集まった産業別労働組合の電機連合と、使用者側の代表者との間で産業別最低賃金の設定をしています。この産業別最低賃金については、2023 年以降、高卒初任給の水準も意識しながら、引き上げています。まだ、完全に一致をしているということではないのですが、産業別最低賃金も着実に引き上げてきている実態があります。この産業別最低賃金につきましては、労使協議を通じまして使用者側の皆さんもその必要性を一定程度認めていただいていると認識をしております。以上のことを総合的に踏まえますと、現在の特定最賃については、産業の実態や賃金水準の変化を反映させる必要がありますので、労働者側としましては、やはり改正の必要性ありと考えております。
　以上です。

○山口部会長
　ありがとうございます。
　労使双方の御意見は異なるようですので、ここからは、公益側委員が労使委員それぞれからお話をお伺いすることにしたいと思います。
　では、最初は使用者側委員からお話をお聞きしたいと思いますので、事務局は別室の準備をお願いします。

○安積賃金室長
　はい、御案内させていただきます。

（公使会議・公労会議・労使会議）

○山口部会長
　御協力いただきましてありがとうございます。協議の結果を使側の委員の方からお願いします。

○松本委員

はい。お時間いただきましてありがとうございます。

労使で議論をいたしまして、やはり会社側の主張と組合側の主張で大きく隔たりがあるというようなところではあったんですけれども、いろいろ議論をさせていただいて、組合側の主張も一部我々もくみ取れるところもありましたので、必要性ありというところで、今日のところは結論を出させていただきました。以上です。

○山口部会長

ありがとうございます。労使の意見が必要性ありで一致したということで、次のところに進みたいと思います。

本専門部会としての意見をまとめさせていただきますと、７月 13 日の本審において、専門部会が全会一致で決議した場合は、最低賃金審議会令第６条第５項を適用することを議決していますので、まずは全会一致の確認をさせていただきます。

兵庫県電子部品等製造業の最低賃金の改正の必要性の有無について、本専門部会において、「その最低賃金については改正決定することを必要と認める」という内容で報告書を作成することについて異議はございませんでしょうか。

○各委員

異議なし。

○山口部会長

ありがとうございます。

出席者全員の御賛同をいただきましたので、本専門部会におきましては、全会一致により「兵庫県電子部品等製造業最低賃金については改正決定することを必要と認める」との結論に至った、ということを確認いたしました。

では事務局は、その内容で専門部会報告及び答申文についてそれぞれの（案）の作成をお願いします。

○安積賃金室長

はい、すぐに準備させていただきますので、しばらくお待ちください。

（事務局が当該文書を用意し、部会長の確認後、報告文（案）を出席者に配布）

○山口部会長

では、報告文（案）から確認をしたいと思いますので、事務局において報告文（案）を読み上げてください。

○下風賃金指導官

はい。では、読み上げさせていただきます。

令和８年９月１日
兵庫地方最低賃金審議会
会長　山 口 隆 英　殿
兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会
部会長　　山 口 隆 英
兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）
当専門部会は、令和８年７月 13 日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。
なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は下記のとおりである。
記
公益代表委員　　清田美夏　　庭本佳子　　山口隆英
労働者代表委員　　片山貴広　　細川天平　　堀井説也
使用者代表委員　　伊藤　敦　　榮永　悟　　松本　功
以上でございます。

○山口部会長
ただ今、読み上げていただいた、報告文（案）の内容でよろしいでしょうか。

○各委員
はい。

○山口部会長
それでは、報告文（案）から（案）を消したものを正式な報告文とします。
続いて、今回は全会一致での議決となりますので、局長あての答申を行います。
事務局において、準備をお願いいたします。

○安積賃金室長
はい、答申文（案）をお配りさせていただきます。

（確認済みのため、答申文（案）を出席者に配布）

○山口部会長

それでは事務局で、答申文（案）を読み上げてください。

○下風賃金指導官

読み上げさせていただきます。

令和８年９月１日

兵庫労働局長

金 成 真 一　殿

兵庫地方最低賃金審議会

会長　山 口 隆 英

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和８年７月 13 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

以上でございます。

○山口部会長

ただ今読み上げていただいた、答申文（案）の内容でよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○山口部会長

ありがとうございます。

それでは、答申文（案）から（案）を削除した正式な答申文をもって、審議会会長名で局長あてに答申することとします。

本日、労働基準部長に答申文をお渡しすることとしますので、事務局は準備をお願いいたします。

○安積賃金室長

はい、部会長と労働基準部長は前にお越しください。

（部会長より、労働基準部長に答申文を手交）

○山口部会長

よろしくお願いします。

○丸山労働基準部長
ありがとうございます。

（事務局より、答申文の写しを出席者に配布）

○山口部会長
続いて、議題（２）「その他」ですが、事務局から、何か説明等ありますか。

○安積賃金室長
本日、改正の必要性ありの答申をいただきましたので、今後、意見聴取の公示を15日間行うこととさせていただきます。
そのため、次回の当専門部会の開催日程について調整させていただきたいと思います。日程の確保が少し困難でして、御相談させていただけたらと思っておりますが、15 日間空けないといけませんので、次回は９月 16 日（水曜日）の午前中はいかがでしょうか。

○各委員
はい。

○安積賃金室長
では、９月 16 日（水曜日）の午前９時 30 分からを御提案させていただきます。
それと、次回の専門部会につきまして、公開、非公開についての御判断の御確認もあわせてお願いいたします。

○山口部会長
では、次回は９月 16 日（水曜日）午前９時 30 分からの開催とします。
次回は金額審議となりますが、一昨年より、専門部会においても、「公労使三者が集まって議論を行う部分については公開」と決定しておりますので、引き続き公開したいと思います。
皆さん、よろしいでしょうか。

○各委員
はい。

○山口部会長
特に異議もないということですので、その予定で今後進めていくこととします。

その他、何かございますでしょうか。

○各委員
（特になし）

○山口部会長
それでは、本日はこれで終わります。御苦労様でした。
どうもありがとうございました。

○各委員
ありがとうございました。

山口　隆英

堀井　説也

伊藤　　敦